

浦臼町障がい者計画
(第2期(後期))
令和6年度～令和11年度

浦臼町障がい福祉計画
(第7期)
令和6年度～令和8年度

浦臼町障がい児福祉計画
(第3期)
令和6年度～令和8年度

令和6年3月
浦 臼 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格及び位置づけ	2
3	計画の基本理念	3
4	計画の期間	3
5	計画の対象者	4
6	計画の策定体制	6
7	計画の基本方向	6
8	計画の体系	7
9	計画の推進管理	8

第2章 浦臼町の概要

1	位置と地勢	9
2	沿革	9
3	人口構造	10

第3章 障がいのある人の現況

1	身体障がい者の現況	11
2	知的障がい者の現況	13
3	精神障がい者の現況	14
4	難病患者の現況	15
5	発達障がい者の現況	16

第4章 施策の基本方向と主要施策

第1節 権利擁護及び就労支援の充実

(1) 権利擁護の推進

権利擁護の推進・虐待防止	17
成年後見制度活用及び理解	17
意思決定支援の推進	18

(2) 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

自立支援協議会の取組	18
------------	----

(3) 就労支援施策の充実

町民、企業、行政等による応援体制づくり	19
一般就労の推進	19
多様な就労の機会の確保	19

第2節 地域生活支援の充実

(1) 相談支援体制・地域移行支援

生活支援体制整備の充実	21
横断支援体制地域移行支援の充実・強化	21
障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実	22

(2)	サービス提供基盤の整備	
	住まいの基盤整備の充実	2 4
	日中活動サービスの充実	2 4
(3)	保健福祉・医療施設の充実	
	適切な保健・医療の提供	2 4
	障害の原因となる疾病等の予防・治療	2 5
	精神障がい等障がいの特性に応じた支援の充実	2 5
第 3 節	自立と社会参加の促進	
(1)	障がい児支援の充実	
	障がいのある子どもに対する支援の充実	2 6
	学校教育等の充実	2 7
	医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実	2 7
(2)	発達障害のある人や在宅障がいのある人等への支援	
	発達障害のある人に対する支援の充実	2 8
	在宅の障がいのある人等への支援の充実	2 8
(3)	自立と社会参加の促進・取組定着	
	社会参加の促進	2 9
	スポーツ・文化活動等の振興	2 9
第 4 節	バリアフリー社会の実現	
(1)	意思疎通支援の促進	
	情報アクセシビリティの向上	3 0
	意思疎通支援の充実	3 0
(2)	安全確保に備えた地域づくりの推進	
	住まい・まちづくりの推進	3 1
	移動・交通のバリアフリーの促進	3 1
	防災・防犯対策の推進	3 2
第 5 章	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	
1	令和 5 年度の目標値	3 3
2	障害福祉サービスの見込量及び確保のための方策	3 5
3	障がい児支援の見込量及び確保のための方策	4 1
4	地域生活支援事業の見込量及び確保のための方策	4 3

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

浦臼町では、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」の実現を目指し、障害者基本法に基づき、平成30年3月に「第2期浦臼町障がい者計画（前期）」（計画期間：平成30年度～令和5年度）また、「第6期浦臼町障がい福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定し、総合的な施策の推進に取り組んできました。

近年、国においては平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」を公布、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に改正し、「障害者」の定義に難病等が追加されました。平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）という。」が制定され、平成26年2月には「障害者の権利に関する条約」を批准、平成28年6月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正、同年8月には「発達障害者支援法」が改正され、多様化するニーズに対応する等新たな課題に取り組むべき段階を迎えています。

また、国の基本的な指針では「児童福祉法」に基づく「市町村障害児福祉計画」の策定が義務づけられ、「第2期浦臼町障がい児福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定し、「障がい者計画」と一体的な計画の推進に取り組んできました。

令和3年には、医療的ケア児及びその家族が適切な支援が受けられるよう「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和4年には、「児童福祉法」が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が図られました。

北海道では、障がい者施策の基本的方向と主要な施策を示す「北海道障がい者基本計画」が策定され、目指す方向として、障がいの有無にかかわらず「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざし、障がいのある人が必要とするサービスを利用しながら「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標として施策を推進しています。また、実施計画である「北海道障がい福祉計画」は、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として策定されてきましたが、次期計画については上記二つの計画について、施策を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供する事を目的として統合した「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」を策定しているところです。

このような背景を踏まえ、国や道の指針に基づき、令和6年度を初年度とした「浦臼町障がい者計画（後期）」と「第7期浦臼町障がい福祉計画」及び「第3期浦臼町障がい児福祉計画」を策定します。

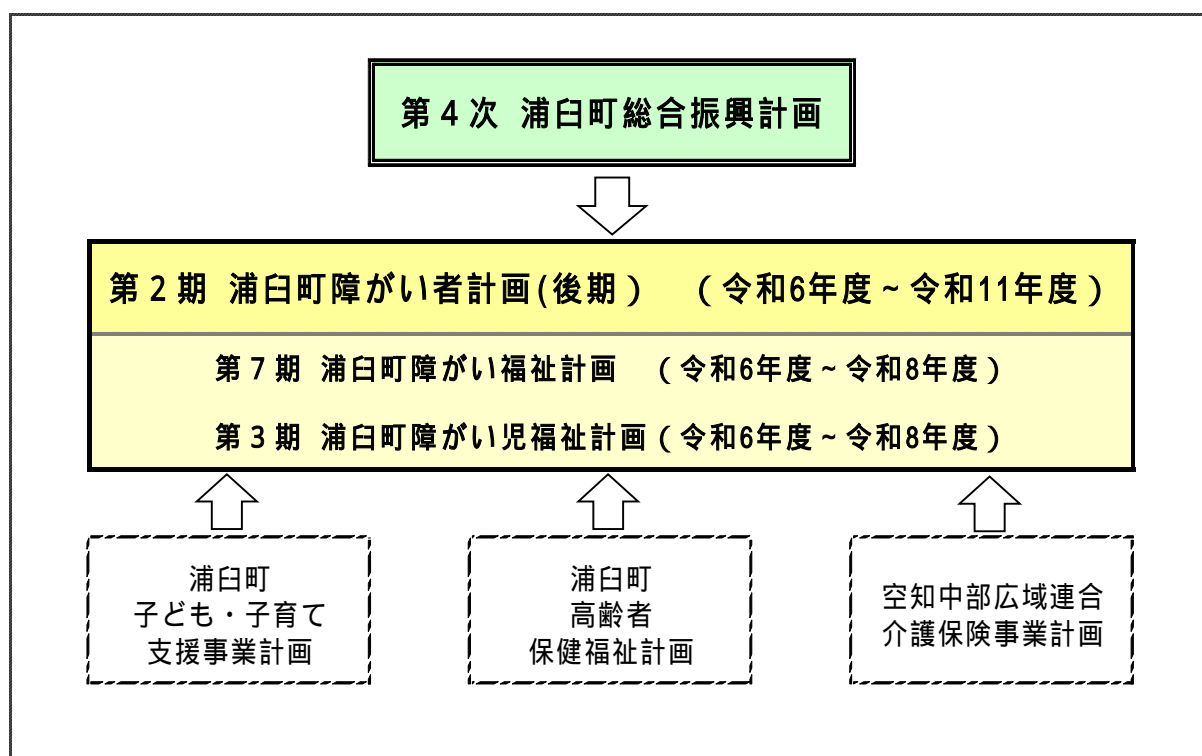
2 計画の性格及び位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づき定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づいて定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、本町における障がい児・者全般にわたる総合的な計画です。

「障がい者計画」は、本町における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がいのある人のための施策を定める計画です。これまでの本町における障がいのある人への支援の取組との継続性を保ち、同様に様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるために、本町の最上位計画「第4次浦臼町総合振興計画」（平成27年度～令和6年度）の「障がい者福祉」分野における個別計画として位置付け、関連計画との整合性に配慮します。

「障がい福祉計画」は、「障がい者計画」の施策体系に沿い、内包される計画として位置づけられるものです。障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保や事業の円滑な実施方策について策定します。

「障がい児福祉計画」は、障害児通所支援等の提供体制の確保や事業の円滑な実施方策について策定します。



3 計画の基本理念

障がい者施策は、障害者基本法に規定されるように、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

障がいのある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することが求められています。

こうしたことから、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指すことを基本理念として進めます。

4 計画の期間

「第2期浦臼町障がい福祉計画（後期）」の計画期間は、令和6年から令和11年までの6年間とします。また、「第7期浦臼町障がい者計画」及び「第3期浦臼町障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、国や道の施策の動向や、社会情勢の変化や制度改革などに対応する必要がある場合は、計画の見直しを行います。

浦臼町 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画と他計画の年次比較																			
計画名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
国	障害者基本計画(第3次) H25～H29						障害者基本計画(第4次) H30～R4				障害者基本計画(第5次) R5～R9								
	第3期障害福祉計画 H24～H26			第4期障害福祉計画 H27～H29			第5期障害福祉計画 H30～R2		第6期障害福祉計画 R3～R5		第7期障害福祉計画 R6～R8								
北海道	第2期北海道障がい者基本計画 H25～R5						第1期ほっかいどう障がい福祉プラン(仮称) R6～R11年 中間見直し(R8)												
	第3期北海道障がい福祉計画 H24～H26		第4期北海道障がい福祉計画 H27～H29		第5期北海道障がい福祉計画 H30～H32		第6期北海道障がい福祉計画 R3～R5												
浦臼町	浦臼町障がい者計画(後期) H24～H29						第2期浦臼町障がい者計画(前期) H30～R5				第2期浦臼町障がい者計画(後期) R6～R11								
	第3期障がい福祉計画 H24～H26		第4期障がい福祉計画 H27～H29		第5期障がい福祉計画 H30～H32		第6期障がい福祉計画 R3～R5		第7期障がい福祉計画 R6～R8		第8期障がい福祉計画 R9～R11		第3期障がい児福祉計画 R6～R8		第4期障がい児福祉計画 R9～R11				
					第1期障がい児福祉計画 H30～H32		第2期障がい児福祉計画 R3～R5												
	第4次浦臼町総合振興計画 H27～R6						第5次浦臼町総合振興計画 R7～R15												
	浦臼町子ども・子育て支援事業計画 H27～H31						浦臼町子ども・子育て支援事業計画 R2～R6				浦臼町子ども・子育て支援事業計画 R7～R11								
	浦臼町高齢者保健福祉計画 (第5期) H24～H26		浦臼町高齢者保健福祉計画 (第6期) H27～H29		浦臼町高齢者保健福祉計画 (第7期) H30～H32		浦臼町高齢者保健福祉計画 (第8期) R3～R5		浦臼町高齢者保健福祉計画 (第9期) R6～R8										
空知中部 広域連合	空知中部広域連合介護保険 事業計画(第5期) H24～H26		空知中部広域連合介護保険 事業計画(第6期) H27～H29		空知中部広域連合介護保険 事業計画(第7期) H30～H32		空知中部広域連合介護保険 事業計画(第8期) R3～R5		空知中部広域連合介護保険 事業計画(第9期) R6～R8										

5 計画の対象者

障害者基本法における障がい者とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）があるものであって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

（１）身体障がい

身体障がい者とは、身体障害者福祉法により「身体上の障がいがある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」と定義されており、障がいは大別して、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語障がい、肢体不自由、内部障がいの5種類です。

それぞれの障がいの程度に応じて、1級から6

級までの等級区分評価を付した身体障害者手帳が交付され、身体障害者手帳を持つことにより各種福祉サービスを受けられます。

（２）知的障がい

知的障がいについては、知的障害者福祉法や児童福祉法において、明確な規定はなされていませんが、厚生労働省が行った知的障害児（者）基礎調査で「知的障がい者とは、知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの」とされています。また、療育手帳の判定基準では「知的障害とは心身の発達期（概ね18歳まで）に現れた、生活上の適応障害を伴う知的機能障害のため、医療、教育、福祉等の援助を要する状態」とされています。

（３）精神障がい

精神障がい者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有するもの」と定義されています。このうち「精神障がい（知的障がいを除く。）のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があるもの」を対象として、その障がいの程度に応じて1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳が交付されています。

（４）発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定され、さらに平成23年8月には障害者基本法が改正され障がい者の定義において「精神障がい（発達障がいを含む。）」と規定されました。

(5) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、「脳卒中等の病気や交通事故、頭部への怪我等により、脳を損傷した後遺症としてみられる障がい」です。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障がい」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれています。

(6) 難病等

難病とは、「原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病」と定義され、医療費の公費負担制度が実施されています。平成23年8月に改正された障害者基本法において障がい者の定義に含まれ、平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、障がい者の定義に「難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）」と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、対象となる疾病については、令和3年6月には366疾病に拡大されています。

(7) 障がい児

18歳未満の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む。）又は難病等の児童は、児童福祉法の対象となり「障がい児」と定義されています。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい福祉事業の担当である福祉課を中心として計画の評価及び見直しを行うとともに、障がい関係者、保健医療福祉関係者、教育関係者、有識者及び庁内関係部署等により、障がい者及び障がい児が地域での自立した生活を営むことができるよう福祉施策・生活支援を推進するため設置した浦臼町障がい者自立支援協議会により協議し策定しています。

7 計画の基本方針

障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指します。

(1) 権利擁護の推進及び就労支援施策の充実

障がいの認知度や共生社会、ヘルプマーク、ヤングケアラー等についての関心はあまり高くありません。今後も障がいに対する理解や問題意識の向上を図っていき、障がい者への差別解消や理解促進に向け取り組んでいきます。また、障がい者が意欲や能力に応じて働くことが出来るよう、教育、福祉、労働関係など各関係機関と連携を図り、働きやすい環境づくりの支援や雇用促進を図ります。

(2) 地域生活支援体制の充実

個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し、障がいの特性に応じた適切な施策を推進します。また、身近な地域で必要なサービスを利用できるよう相談支援や障害福祉サービス等の充実を図り、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを促進します。

(3) 自立と社会参加の促進

障がいのある子どもの発達を支援するため、関係機関と連携を図り、早期発見、早期療育に努め、一人ひとりの子どもの障がいの状態やニーズに応じた支援体制の充実、特別支援教育に対する理解啓発など教育環境の整備・充実に努めます。また、障がいがあっても希望する地域でいきいきと暮らしていけるよう、社会全体で応援する体制づくりを推進し、社会参加の主体として活躍できる環境整備を促進します。

(4) バリアフリー社会の充実

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に安心して生活できるよう、住まい・公共施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保、また障がいや障がいのある人への理解を進め、差別や偏見をなくす等、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

8 計画の体系

推進項目	推進施策
【 . 権利擁護及び就労支援の充実】	
1. 権利擁護の推進	権利擁護の推進・虐待防止 成年後見制度の活用及び理解・促進 意思決定支援の推進
2. 障害のある人が暮らしやすい地域づくり	自立支援協議会の取組
3. 就労支援施策の充実・強化	町民、企業、行政等による応援体制づくり 一般就労の推進 多様な就労の機会の確保
【 . 地域生活支援体制の充実】	
4. 相談支援体制・地域移行支援の充実	生活支援体制の充実 相談支援体制地域移行支援の充実・強化 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実
5. サービス提供基盤の整備	住まいの基盤整備の充実 日中活動サービスの充実
6. 保健福祉・医療施策の充実	適切な保健医療の提供 障害の原因となる疾病等の予防・治療 精神障害等障害の特性に応じた支援の充実
【 . 自立と社会参加の促進】	
7. 障がい児支援の充実	障害のあるこどもに対する支援の充実 学校教育の充実 医療的ケアを必要とするこどもへの支援の充実
8. 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援	発達障害のある人に対する支援の充実 在宅障害のある人等への支援の充実
9. 自立と社会参加の促進・取組定着	社会参加の促進 スポーツ・文化芸術活動の推進
【 . バリアフリー社会の充実】	
10. 意思疎通支援の推進	情報アクセシビリティの向上 意思疎通支援の充実
11. 安全確保に備えた地域づくりの推進	住まい・まちづくりの推進 移動・交通のバリアフリー促進 防災対策の体制整備

希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現

9 計画の推進管理

計画の着実な推進を図るため、障害者総合支援法や児童福祉法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることとされたことから、「PDCAサイクル」による取組の導入に努めます。

「PDCAサイクル」とは様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

- * 「計画(Plan)」～目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
- * 「実行(Do)」～計画に基づき活動を実行する
- * 「評価(Check)」～活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
- * 「改善(Act)」～考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

第2章 浦臼町の概要

1 位置と地勢

本町は、北海道の中西部、空知総合振興局管内の中西部に位置しています。

樺戸連山と石狩川に挟まれ、概ね平坦で、西部に向かってなだらかな丘陵地帯となっており、数多くの川や沼が点在しています。東西9.8 km、南北14.0 kmの広がりを持ち、総面積101.83 km²となっています。

札幌・旭川の二大都市圏から共に約65 kmの距離に位置し、その中間点、休憩地域としての位置づけにあります。また、北海道縦貫自動車道の奈井江砂川インターチェンジへも約10分と近いほか、札幌市を起点に石狩平野西部の町々をつなぐ国道275号線が縦貫しており立地条件に比較的恵まれたまちといえます。

気候は、西部の樺戸連山と東部の夕張山に挟まれ、内陸気候を示しており、年平均気温は7 前後で、道内主要都市と比較すると、夏期はやや高く、冬期はやや低くなっています。降雨量・降雪量については、道内主要都市と比較して多い傾向にあり、特に冬期の積雪はかなり多く、特別豪雪地帯の指定を受けています。

2 沿革

本町は、明治20年に樺戸集治監の囚人たちが月形～晩生内間の道路を開削したことによって開拓の第一歩が始まりました。明治32年に現在の月形村（現在の月形町）から分村して浦臼村となりました。その後、昭和35年に町制が施行されて浦臼町となり、平成11年に開町100年を迎えました。

本町は、温暖な気候と平坦で肥沃な土地に恵まれ、稲作中心の純農村として発展し、昭和50年代からは施設園芸などにも積極的に取り組んできた特色ある農業のまちです。米はもちろん、全国有数の作付面積を誇るワイン用ブドウ、メロン、スイカ、カンロ、ミニトマト、花き、そばなど、多品種の農産物の生産が行われているほか、これらを生かしたワインやジュース、葡どんなどの加工特産品も開発されています。そのほかの産業については、建設業、製造業等が営業を行っていますが、いずれも長引く経済不況の影響や経営者の高齢化、後継者不足など深刻な問題を抱えているのが現状です。

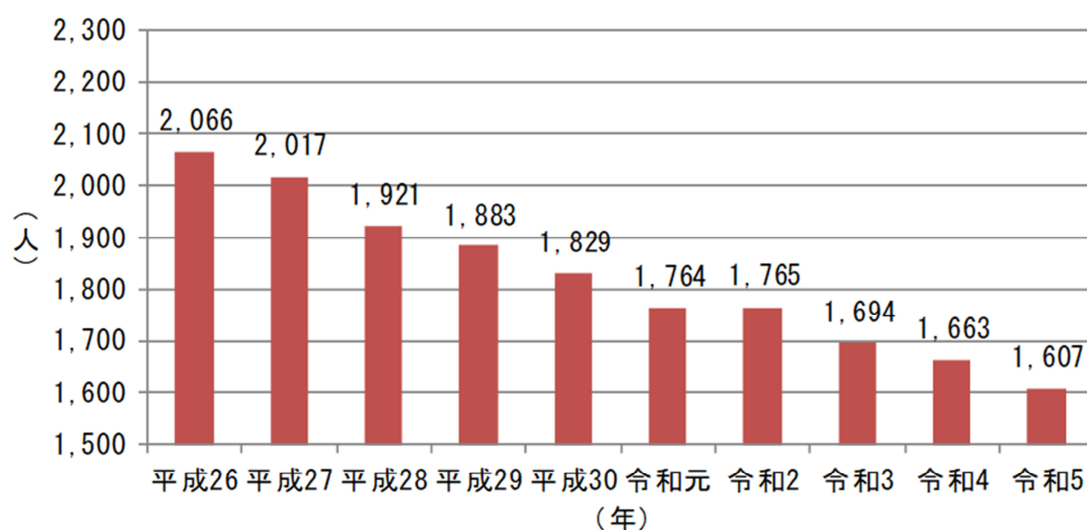
また、明治維新の立役者・坂本龍馬の甥であり、自由民権運動家である坂本直寛とその一族が入植した独特の歴史を持つ、龍馬ゆかりのまちです。本町には坂本家の墓があるほか、郷土史料館には坂本龍馬の直筆の手紙などの貴重な遺品が展示されています。

これまで見てきた自然や農産物、歴史的資源のほかにも、鶴沼公園をはじめ、いこいの森公園、各種イベントなど、自然を楽しみ、心と体を癒やせる、魅力ある観光資源があり、観光から定住・移住への展開に向け、町のPR活動の強化等に取り組んでいます。

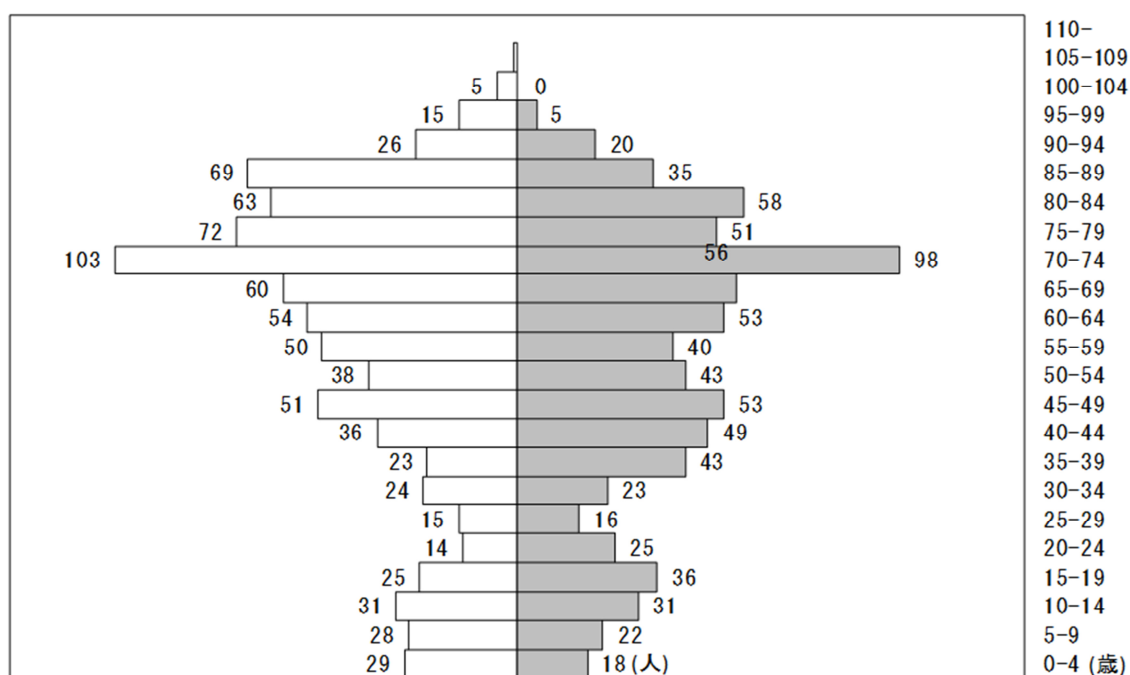
3 人口構造

令和5年9月30日現在の住民基本台帳による浦臼町の総人口は1,607人で、そのうち65歳以上は738人で45.9%になります。過去の人口と比較してみると、昭和45年には5,245人だった人口も、昭和60年3,400人、平成7年2,854人、平成17年2,574人、平成27年2,017人となっており、現在も減少傾向にあります。

浦臼町全人口（令和5年9月30日現在）



浦臼町人口分布表（令和5年9月30日現在）



□女性 □男性

第3章 障がいのある人の現況

1 身体障がい者の現況

(1) 身体障害者手帳交付者数

令和4年度末の身体障害者手帳の交付者数は99人となっています。

身体障害者手帳交付者数について、平成30年度から令和4年度までの5年間では、年々減少傾向となっています。

町の全人口に占める割合は5.9%であり、北海道5.5%、全国3.9%と比較すると多い状況です。

(2) 年齢別の構成

年齢別では、0～40歳未満は1人、40～65歳未満は10人、65歳以上は88人となっています。

65歳以上が88.8%を占めており、65歳以上の高齢の障がい者等への交付が多い状況となっています。本町における令和4年度末の65歳以上の住民基本台帳による人数は、748人であり、65歳以上の町民のおよそ8.5人に1人が身体障害者手帳を所持していることとなります。

(3) 障がい等級別の構成

令和4年度末の障がい等級別の内訳は、1級が24人、2級が13人、3級が15人、4級が32人、5級が6人、6級が9人となっています。

平成30年度と比較すると、各級で2～5名の減少となっています。

身体障害者手帳交付者数の推移(障がい等級別)

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	27	27	26	26	24
2級	15	13	13	15	13
3級	19	19	20	17	15
4級	37	36	33	33	32
5級	9	8	8	6	6
6級	11	11	11	10	9
計	118	114	111	107	99
人口比	6.4%	6.4%	6.2%	6.3%	5.9%

(4) 障がい種類別の構成

令和4年度末の障がい種類別の内訳は、視覚障がい5人、聴覚障がい6人、言語障がい0人、肢体不自由61人、内部障がい27人となっています。

平成30年度と比較すると、視覚障がい以外の種別において減少傾向にあります。

身体障害者手帳交付者数の推移(障がい種類別)					(単位:人)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	7	6	5	6	6
聴覚障がい	4	3	3	4	5
言語障がい	0	0	0	0	0
肢体不自由	83	80	77	69	62
内部障がい	24	25	26	28	26
計	118	114	111	107	99

聴覚障がい：聴覚又は平衡機能障がい

言語障がい：音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい

内部障がい：心臓、腎臓、呼吸器、肝臓、膀胱又は直腸、小腸及び免疫の機能障がい

2 知的障がい者の現況

(1) 療育手帳交付者数

令和4年度末の療育手帳の交付者数は、22人となっています。療育手帳交付者数は、平成30年度と比較すると2人減少となっています。

町の全人口に占める割合は1.3%であり、北海道1.3%と同程度ですが、全国1.0%よりは多い状況です。

(2) 障がい程度別

令和4年度末の障がい程度別の内訳は、A判定が7人、B判定が15人となっています。平成30年度と比較すると、全体的に減少傾向にあります。

療養手帳交付者数の推移（障がい程度別）

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	7	7	8	8	7
B判定	17	13	13	13	15
計	24	20	21	21	22
人口比	1.3%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%

A判定：重度、最重度

B判定：軽度、中度

(3) 年齢区分別

令和4年度末の年齢区分別療育手帳交付者数は、18歳未満は1人、18歳以上は23人となっています。

療養手帳交付者数の推移（年齢区分別）

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	1	2	3	3	4
18歳以上	23	18	18	18	18
計	24	20	21	21	22

3 精神障がい者の現況

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

令和4年度末の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、7人となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付者数の平成30年度と比較すると、2人減となっています。

町の全人口に占める割合は0.42%であり、北海道1.1%、全国0.8%と比較すると低い状況です。

(2) 障がい等級別

平成30年度末の障がい等級別の内訳は、1級1人、2級8人、3級0人となっています。平成30年度から令和4年度までの障がい等級別で見ると、2級が減少し、3級が増加となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(障がい等級別)					(単位:人)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1	1	1	1	1
2級	8	7	6	5	5
3級	0	0	0	1	1
計	9	8	7	7	7
人口比	0.49%	0.43%	0.39%	0.41%	0.42%

(3) 通院公費負担対象者数

令和4年度末の通院公費負担対象者数は、28人となっています。平成30年度と比較すると11名の減となっています。

通院公費負担対象者数					(単位:人)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	39	34	34	36	28

4 難病患者の現況

平成23年8月に改正された「障害者基本法」において、「障害者」の定義に含まれ、平成25年4月の「障害者総合支援法」の施行により、「障害者」の定義に難病等と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。対象となる疾病については令和3年11月には366疾病に拡大されています。

また、平成27年1月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により、新たな難病医療費助成制度が始まり、それまでの56疾病から110疾病を医療費助成の対象疾病（指定難病）と指定し制度が開始され、同年7月に196疾病が追加、平成29年4月から令和3年11月までに33疾病が追加され、現在は338疾病となっています。

本町における、令和4年度の特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証の交付者数は、20人となっています。パーキンソン病関連疾患が4人で最も多い疾病となっています。

特定医療費（指定難病）・特定疾患受給者証交付者数の推移（単位：人）

特定医療費(指定難病)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
筋萎縮性側索硬化症					
進行性核上性麻痺	1	1	1		
パーキンソン病	6	6	5	6	4
大脳皮質基底核変性症					
やもや病					
顕微鏡的多発血管炎	1	1	2	2	2
全身性エリテマトーデス	2	2	2	2	2
シェーグレン症候群	2	2	3	2	2
肥大性心筋症					
再生不良性貧血	2	2	1	1	1
発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	1	1	1	1
特発性血小板減少性紫斑病	1	1	1		
黄色靭帯骨化症					
後縦靭帯骨化症	2	2	1	1	1
サルコイドーシス	1	1	1	1	2
特発性間質性肺炎			1	1	
クローン病	2	2	2	2	2
潰瘍性大腸炎	2	2	2	2	1
原発性胆汁性胆管炎	1	1	1	1	1
好酸球性副鼻腔炎			1		
計	24	24	25	22	19
特定疾患					
シェーグレン症候群					
突発性難聴	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1
合計	25	25	26	23	20

平成27年1月よりシェーグレン症候群が指定難病に追加

平成29年4月より「原発性胆汁性肝硬変」が「原発性胆汁性胆管炎」に名称変更

5 発達障がい者の現況

発達障がいについては、障害者総合支援法において障がいの範囲に含まれていることが法律上に明記されています。発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の通常低年齢で発現する脳機能の障がいであって、発達障がい者とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、発達障がい児とは、発達障がい者のうち18歳未満の者となっています。

発達障がいは、障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なりあっている場合が多いため診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

本町においては、保健師による新生児への全件訪問、乳幼児健診及び窓口相談、認定こども園、小・中学校、教育委員会との連携等により、障がいの早期発見、早期療育に努めています。

第4章 施策の基本方向と主要施策

第1節 権利擁護及び就労支援の充実

(1) 権利擁護の推進

(現状と課題)

社会には、障がいのある人に対する理解の不足、誤解や偏見などがあり、これらを原因とする差別や虐待などが存在します。

一方我が国は権利擁護に関し、障がい者差別解消法制定など国内法の整備をはじめとする制度の改革を進め、障がい者の権利を権利に関する条約を批准しています。

障がいのある人に対する差別や偏見、虐待は未だに存在しており、差別や偏見、虐待の無い社会をつくるためには、障がいに対する理解を深め、障がいのあるなしに関わらずお互いを尊重し、暮らしやすい地域づくりを推進することが必要です。

日常生活において支援が必要な方が、安心して暮らすことが出来るように、成年後見制度をはじめとした権利擁護施策の充実を図ることが必要です。

(考え方)

障がいのある人への差別をなくし、障がいのある人の暮らしづらさの解消と共に、権利を尊重する事等について、地域の相談支援体制の充実や権利擁護の推進、社会的障壁を除去するための合理的配慮、成年後見制度の利用促進、障がい者差別解消法や障がい者虐待防止法等の普及啓発など、様々な機会や施策を活用して障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。

権利擁護の推進・虐待防止

障がいがあっても安心して地域で暮らしていける社会づくりを実現するために、障がいのある人の権利擁護と暮らしづらさの解消のため、適切な事実確認や成年後見制度等を利用した擁護者支援が図れるような取組を推進します。

虐待は障害のある人の尊厳を害するもので、決して許されるものではありません。虐待を受けた人や見聞きした人が速やかに相談出来るよう、相談先や通報先の周知徹底や、虐待を通報した人が不利益を被らないよう関係機関と連携し支援体制の整備を推進します。

成年後見制度の活用及び理解・促進

障がいがあることにより、財産の管理や日常生活を支える必要がある人が不利益を被ることがないように、成年後見制度の利用を推進するために、中核機関等の環境整備や、後見制度に関心を持ってもらえるよう、講演会などの啓発活動にも取り組んでいきます。

障がいのあることによる差別の解消のため、障がい者差別解消法について、町や関係機関はもとより、広く町民に対して普及啓発を図ります。

ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、外見からわかりにくい障がいなど、周囲の方から配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。

【ヘルプマーク】



【ヘルプカード】



意思決定支援の推進

自らの意思決定に困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送るため、本人が自ら意思決定出来るよう、相談支援専門員やサービス事業者等と連携を図り、本人の意思を尊重した支援が出来るよう努めていきます。

障がいがある事により財産管理や日常生活を支える必要がある人が不利益を被ることが無いよう成年後見制度を活用し、必要なときに必要な相談やサービスが受けられるよう広域的な組織づくりも含めた体制整備を推進します。

(2) 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

(現状と課題)

障がいのある人の暮らしやすい地域づくりを推進し、道や他機関と連携し、障がいのある人が差別や虐待などの解消に向けた一層の取組が必要とされています。

(考え方)

障がいがあっても安心して地域で暮らす事が出来る社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための取組を進めていくことが求められています。

自立支援協議会の取組

障害者関係団体や相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、こども園、学校等の構成員からなり、個別ケースの検討や地域における支援体制についての情報の共有及び協議を行い、障がい当事者が抱える様々な思い(ニーズ)に対応した支援を行っていきます。

(3) 就労支援施策の充実・強化

(現状と課題)

- ・ 就労を希望する障がいのある人を取り巻く雇用情勢は厳しい状況にあります。この様な中で、障害の程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。
- ・ 各地域において様々な分野の機関が連携した障がいのある人の就労を支えるネットワークの充実と企業との連携・協働の推進を図りながら、道民、企業、行政等が一体となった応援態勢づくり、就労系事業所から一般就労への推進、多様な就労の場の確保が必要です。

(考え方)

障がいがあっても地域において生き生きと働くことが出来るよう、社会全体で応援する機運を高め、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた就労機会の確保と工賃水準の向上や職場定着を促進します。

町民、企業、行政等による応援体制づくり

障がいのある人の雇用への理解を深めるため、広く町民や企業に向けた広報、啓発活動の推進に努めます。

「公共職業安定所（ハローワーク）」、「空知障がい者就業・生活支援センターくわ」、「そらち生活サポートセンター」等との連携の強化や情報の共有化を図り、障がいのある人の就労に関する理解を深め、雇用の促進を図ります。

「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」に基づき、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、授産事業所等への発注に努めます。

一般就労の推進

労働関係機関と、教育、保健福祉関係機関の連携の強化や情報の共有化を図り、障がいのある人の雇用を促進します。

「空知障がい者就業・生活支援センターくわ」等を中心に、地域の関係機関が連携し、障がいのある人の一般就労への移行を支援する体制づくりを促進します。

障がいのある人の職場での実習・体験の場の拡大に努めます。

多様な就労の機会の確保

障がいのある人に対する支援のノウハウ等を有する障害福祉サービス事業所等における就労の場や、障がい特性を踏まえた職域の開拓等、町内外の事業所と連携し、障がいのある人の就労機会の確保に努めます。

一般企業への就労が困難な障がいのある人のため、「晩生内ワークセンター」等と連携を強化し、福祉的就労の場の確保に努めます。

就労支援事業所等による商品を販売する場の設置を提供するなど、福祉的就労機会の拡大に努めます。

「地域生活支援センターぽぽろ」や「地域活動支援センターむっ～ん」との連携により、創作的活動や生産活動の機会の提供等、地域活動支援センター事業の充実に努めます。

第4章 施策の基本方向と主要施策

第2節 地域生活支援体制の充実

(1) 相談支援体制・地域移行支援の充実

(現状と課題)

高齢化の進展などにより、障がいのある人が年々増加するとともに、障がいの重度化・重複化が進んでいます。また、自立意識や在宅志向が高まる中で、施設や病院で生活している重度・重複障がいのある人も含め、地域生活への移行を希望する人が増加し、障がい福祉サービスだけでなく、医療的ケアや意思疎通支援など、障がいのある人及び家族のニーズは多様化しています。

地域での生活を希望する障がいのある人が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図る必要があります。

(考え方)

どこに住んでいても自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活及び社会生活を営むことのできる体制整備に努めます。

また、在宅サービスの量・質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進します

生活支援体制整備の充実

地域で生活する障がいのある人の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援機能及び地域支援機能などを備えた「地域生活支援拠点」については、令和3年度より本町を含む中空知圏域3市4町により地域生活支援事業所ぼぼろと事業委託を締結し、地域生活移行や緊急時対応などの支援体制を構築。今後もより充実した体制づくりを推進します。

障がいのある人が必要なサービスを利用しながら安心して地域で暮らすためには、生涯を通じた支援が必要であることから、自立支援協議会等を中心に関係機関が連携して支援を行える体制づくりを推進します。

相談支援体制地域移行支援の充実・強化

障がいのある人が身近な地域で、自らの意思に基づく決定による、相談支援を受けることのできる体制を構築するため、「地域生活支援センターぼぼろ」と連携を図り、様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援が受けられるような取組を推進します。

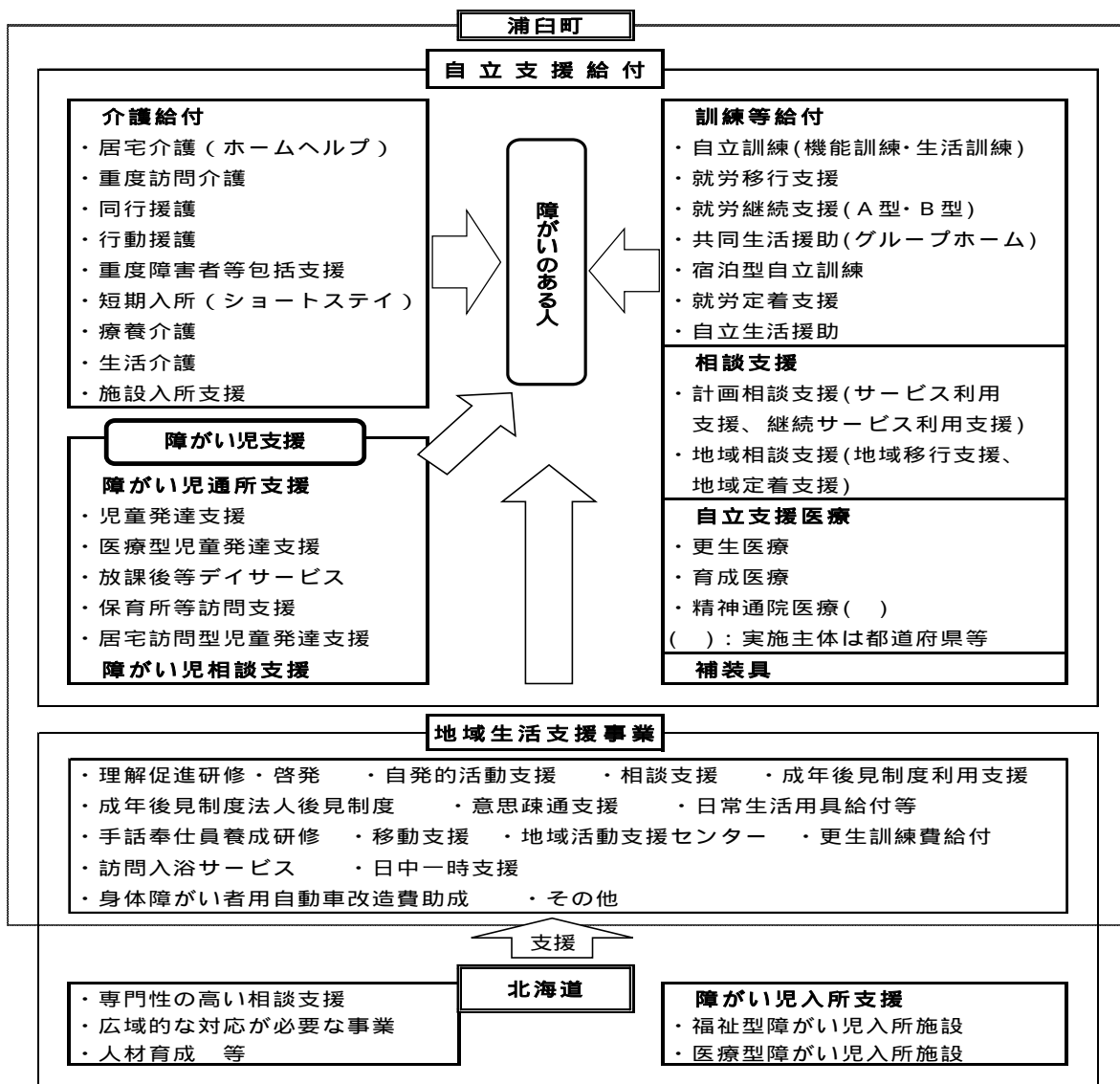
身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等へ必要な情報の提供や研修による資質の向上を図り、障がいのある人やその家族等が身近な地域で相談できる体制の充実に努めます。

子育て世代包括支援センターにおいて、乳幼児健診、訪問指導、育児・発達相談、巡回児童相談等による障がい等の早期発見、早期訓練、早期治療に向けた相談に努めます。また、障がいのある高齢者へは地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネージャー）等と連携を図ります。

障がい者支援施設、精神科病棟に入所又は入院している障がい者が、住まいを施設や病院から本人が望む地域で安心して自分らしい生活が出来るよう相談支援事業所等と連携を図ります。

障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実

障害者総合支援法による総合的な支援は、勘案すべき事項（障がいの種類や程度、介護者、居住の状況等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「自立支援給付（介護給付、訓練等給付及び相談支援等）」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。



障がいのある人の日常生活を支えるため、町内外の障がい者支援事業者の協力を得ながら、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実に努めます。

障がいのある人の日常生活能力の向上を図るため、町内外の障がい者支援事業者の協力を得ながら、日中活動系サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）の確保と充実に努めます。

障がいのある人がどこに暮らしていてもニーズや障がい特性に応じた必要なサービスが受けられるよう、障害福祉サービス事業者等と連携し、サービスの確保・充実に努めます。

障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業の充実に努めます。

障がいのある人や介護者の負担を軽減する上で、重要な役割を果たす補装具の効果的な利用を促進するため、北海道心身障害者総合相談所等と連携を図り、多種多様な品目や給付制度の活用に関する情報提供や相談対応に努めます。

(2) サービス提供基盤の整備

住まいの基盤整備の充実

相談支援事業所や市町村と連携し、施設や病院から地域移行を希望する障がいのある人の居住の確保に向けた支援を行います。

地域移行を推進するためにも、グループホームをはじめとし、多様な住居の確保に努めます。

日中活動サービスの充実

地域生活への移行を進め、能力や適性に応じた就労が出来るよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業、自立訓練等の日中活動の場を確保出来るよう努めます。

地域医療機関や障がい福祉サービス事業所等と連携し。重症心身障がいや在宅の障がいのある人の日中活動への参加や家族の休息（レスパイト）の確保など地域生活を支援する体制づくりを推進します。

(3) 保健福祉・医療施策の充実

(現状と課題)

生涯を通じ、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見や治療の充実に加え、障がいを軽減するリハビリテーションの充実が求められています。また、障がいのある人の社会的入院の解消を図るため地域移行の取組を進めるとともに、退院後の地域生活に支援が必要です。

さらに、児童思春期の心の問題、うつ病をはじめとする精神疾患が関係した自殺予防、高次脳機能障がいのある人に対する支援が必要です。

(考え方)

障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進します。

適切な保健・医療の提供

浦臼町保健センターを拠点として、町における一貫した保健サービスが円滑に提供できるよう、機能を強化するため、専門性の向上や連絡調整機能等の充実に努めます。

「滝川地域保健室」等と連携し、交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい等によって記憶、認知、言語、判断といった脳の領域にダメージを受けた、高次脳機能障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制の確保・支援に努めます。

身体の障がい除去・軽減するために必要な自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付を行い、安心して適切な医療を受けられるよう努めます。

難病の特性に応じた適切な福祉サービスや福祉サービスを利用する上で必要な情報の提供に努めるとともに、難病に対する理解を促進します。

障がいの原因となる疾病等の予防・治療

障がいの原因となる疾病等を予防するため、妊産婦や新生児・未熟児等に対する相談指導や、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するための新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、育児相談等において、子どもと親に寄り添った支援の手がかりを見い出して早期の支援につなげるよう支援の充実を図ります。

がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の生活習慣病の発症予防や重症化予防として、特定健康診査・特定保健指導、若者健診、がん検診の実施やその結果により適切な食事、適度な運動、禁煙などの生活指導を行います。

うつ病をはじめとする精神疾患に関する相談支援体制や自殺対策の充実に努めます。

精神障がい等障がいの特性に応じた支援の充実

精神障がいのある人や精神疾患に関する正しい知識の普及を行い、理解を広めるための講演会等の実施に努めます。

こころの健康相談窓口等の周知を図り、障がいのある人や家族からの相談に応じ、ストレス要因の軽減や対応を適切に行い、こころの健康の保持・増進を図ります。

特定健康診査等に合わせ、うつ病早期発見のためのスクリーニングや睡眠アンケートを継続します。

精神障がいのある人や家族からの不安や悩みについて、適切な助言・支援が行えるよう「滝川地域保健室」や「地域生活支援センターぼぼろ」等と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

第3節 自立と社会参加の促進

(1) 障がい児支援の充実

(現状と課題)

発育や発達の遅れ、障がいを早期に発見し、発達の遅れや偏り、障がいのある子どもに対し、地域の中で必要な療育や相談・指導を行う支援体制の更なる充実が求められています。

また、関係機関との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行をより一層促進し、障がいの重度・重複化、多様化や障がい特性に配慮した支援・教育の充実を図るなど、障がいのある子どもの発達の支援に努める必要があります。

さらに、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応する特別支援教育の充実を図るとともに、可能な限り障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けられるよう配慮する必要があります。

(考え方)

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組む体制の充実を図り、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

障がいのある子どもに対する支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもの必要な支援や適切な療育を行うため、児童相談所、教育委員会、認定こども園、学校、医療機関等、地域の関係機関と連携し、乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期へ一貫した支援に努めます。

発達の遅れや障がいを可能な限り早期に発見し、早期支援へつなげるため、子育てをする親の思いに寄り添い、支援する視点から乳幼児健康診査の充実に努めます。

障がいのある子どもの保育・教育のため、認定こども園での障がいのある子どもの受け入れ体制の支援に努めます。

放課後や長期休業中に子どもの安全・安心な活動拠点を設け、学習、体験、交流、遊びなどの取組を実施している浦臼町子ども広場（放課後子ども教室）での障がいのある児童の受入れに努めます。

発達の遅れや障がいのある子どもやその家族が、必要な療育などの支援を受けられるよう、障がい児相談支援や障がい児通所支援の確保・充実に努めます。

「砂川市ことばの教室及び子ども通園センター」へ通室している児童等の保護者に対し、通室に係る費用の軽減を図るため、交通費の助成を行います。

障がいのある児童生徒に適切な教育的支援を行うために設置された「浦臼町特別支援教育連携協議会」により、障がいのある児童生徒の支援状況、就学指導に関する事等、各関係機関の支援体制や連携に努めます。

学校教育等の充実

教育委員会や学校等において、保健・医療・福祉等の関係機関や道立特別支援教育センター等と連携を図りながら、保護者に対し、適切な情報提供を行い、発達の遅れや障がいのある子どもへの早期からの教育相談・支援の充実に努めます。

就学にあたって、本人・保護者等に対し、十分な情報提供を行い、その意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成が行われるよう、関係機関と連携し、早期からの教育相談・支援の充実に努めます。

発達の遅れや障がいのある幼児に対して、保健・医療・福祉関係機関等が連携して、教育相談を推進するとともに、小・中学校における児童生徒に対する指導や支援の充実のための教育環境の整備、並びに障がいの状態に応じた特別支援学級の整備など関係機関との連携に努めます。

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が体験的な学習を通して互いに理解を深める交流及び共同学習を一層推進するとともに、児童生徒のボランティア活動の取組を推進します。

子ども園、小・中学校等における発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の特性に応じた指導や支援の充実に努めます。

医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

常時介護を必要とする障がいのある子供が、自ら選択した地域で生活できるよう、充実した支援体制の構築を推進します。

医療的ケアを必要とする子供を持つご家族からの相談に対応し、総合的な支援支援を調整できるよう関係機関と連携を図り、必要時には対応出来るような体制の構築に努めます。

体調の変化等に応じて一時的に利用出来る場所の確保が行えるよう、他市町の広域的な支援体制が図れるよう協議等を行っていきます。

(2) 発達障害のある人や在宅の障がいのある人等への支援

(現状と課題)

発達障害のある人やその家族への支援が推進されるよう、関係機関等の連携の下に切れ目のない支援が必要です。

また、在宅の障がいのある人とその家族が安心して地域で暮らしていくには、在宅で生活していくための様々な支援が必要です。

(考え方)

発達障害のある人やその家族への支援が推進されるよう、医療、保健、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、可能な限り身近な場所で切れ目のない支援が受けられるよう施策を推進します。

また、在宅の障がいのある人とその家族が安心して地域で暮らすことが出来るよう、障がい福祉サービス等の福祉制度、訪問看護等の医療制度など、在宅で生活するための支援体制の充実に努めます。

発達障害のある人に対する支援の充実

発達障害に関する課題について、関係機関と情報共有を図り、地域の実情に応じた支援体制について構築していく。

発達障害のある人やその家族が可能な限り身近な地域において必要な支援が受けられるよう児童発達支援サービスや放課後等デイサービスなど、必要な時に必要なサービスが受けられるよう他市町との連携を図り、支援体制の確保に努めていきます。

在宅の障がいのある人等への支援の充実

在宅の障がいのある人が、地域で安心して生活するため、状況に応じた支援を行うにあたり、人数や生活状況、心身の状況などを把握するとともに、子供から大人まで切れ目のないサービスが受けられるよう支援体制の構築を推進していきます。

医療機関やサービス事業所等と連携し、在宅の障がいのある人の日中活動への参加や家族の休息（レスパイト）の確保など地域生活の支援体制の充実に図るため、短期入所等のサービスが必要時スムーズに利用出来るよう、事業所等を把握し、スムーズな利用に繋がるよう努めていきます。

重度心身障害のある人の健康維持と福祉の増進を図るため、北海道医療給付事業による支援を行います。

(3) 自立と社会参加の促進・取組定着

(現状と課題)

障がいのある人が地域社会の一員として、町内会活動や地域づくりの活動、文化・サークル活動、当事者による自主的活動など、地域の様々な活動へ参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実と参加を促進する環境づくりが求められています。

さらに、障がいのある人が主体的に地域の活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化活動、生涯学習の拡大とともに、意思疎通手段の確保や移動支援などの充実を図る必要があります。

(考え方)

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することができる様々な活動の機会を増やすとともに、障がいのある人が社会参加の主体として活躍できるよう、参加しやすい環境の整備を促進します。

社会参加の促進

障がいのある人の社会参加を促進するため、「浦臼町社会福祉協議会」や「浦臼町身体障害者福祉協会」等と協力しながら各種事業を実施するとともに、町が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業の取組を促進します。

地域で行われる様々な行事や活動について、地域社会の一員である障がいのある人たちが参加しやすいよう、主催者が企画の段階から障がいのある人の参画や合理的な配慮が促進されるよう、周知に努めます。

障がいのある人の社会参加を促進する観点から、移動支援等の利用を促進します。

スポーツ・文化活動等の振興

障がいのある人が気楽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、障がいのある人の利用に配慮したスポーツ施設・公園等の整備・改善に努めるとともに、障がいのある人とない人が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動について促進・支援を行います。

『町民文化祭』等において障がいのある人が作った作品の展示、各イベント等において販売等の取組を促進し、障がいのある人の活動意欲の向上や、障がいのある人に対する町民の理解を促進します。

生涯を通じて多様な学習需要に対応した学習機会が適切に提供されるよう、高齢者大学等の学習内容の充実を図るとともに、高齢者・障がい者・子どもが一体的に集う場を提供すること等により、障がいのある人への学習機会の拡大と学習成果や蓄積された知識・技能などを地域社会又は次世代へ伝えていく機会の拡大のための方策を検討します。

第4節 バリアフリー社会の充実

(1) 意思疎通支援の推進

(現状と課題)

北海道意思疎通支援条例・手話言語条例に加えて、令和4年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障がいのある人による情報の取得、利用、障害特性に配慮した意思疎通支援等に関する施策を推進することが求められています。

障がいの特性に配慮したICT（情報通信技術）の利用促進や情報提供の充実、意思疎通手段の確保や支援者の派遣等を行い障がいのある人が障害のない人と同等情報が得られるよう情報保証の確保が必要です。

(考え方)

ICT（情報通信技術）の活用により、情報アクセシビリティの向上に取り組むと共に情報提供や意思疎通支援の充実等、意思疎通支援条例に基づく各種施策等を推進する事で、障がいのある人の意思疎通手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

情報アクセシビリティの向上

ICTの発展による、誰もが使いやすい技術を活用した情報のバリアフリー化を促進します。

広報、ホームページ、防災無線等、様々なツールを使い、障がいのあるなしに関わらず、同様の情報が得られるよう取り組んでいきます。

障がいのある人や家族らからの情報通信機器の利用に関する相談等に対応出来るよう、支援体制の構築を推進します。

意思疎通支援の充実

障がいや障がいのある人への理解が深まるよう、広報誌やDVD、インターネットなどの様々な情報媒体を活用し、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。

点字、手話、要約筆記、代読、代筆、コミュニケーションボード等、障がいの特性に応じた意思疎通支援ツールの確保のため、意思疎通手段の習得の取組を支援するほか、意思疎通手段が使いやすい環境の整備に努めます。

意思疎通支援者の派遣体制の充実を図り、課題の把握に努めていきます。

(2) 安全確保に備えた地域づくりの推進

(現状と課題)

道における「北海道福祉のまちづくり条例」に加え、国においても、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」などの法整備が進んでいますが、積雪、寒冷といった地域特性等を踏まえ、今後とも、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進し、住まいや公共施設、交通機関などのバリアフリー化を図る必要があります。

また、障がいのある人が、地域で安心して暮らすためには、災害時等における支援が必要になります。災害発生時において避難行動要支援者の安全を確保するために、避難行動要支援者のそれぞれの障がいの内容・程度に応じた的確な支援が重要なことから、体制整備が必要になります。

(考え方)

障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会において、安全に安心して生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期でも安心な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

住まい・まちづくりの推進

公営住宅の整備については、バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入を可能な限り整備計画に反映させ、障がいのある人や高齢者等に配慮した公営住宅の整備の促進に努めます。

障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係団体との連携強化により、住宅改善等に関する相談支援体制の整備に努めます。

障がいのある人の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅改修等の日常生活用具の利用を促進します。

移動・交通のバリアフリーの促進

公共交通機関を利用する上で、制約が多い重度の障がいがある人の移動手段を確保するため、道路運送法に基づく福祉有償運送制度や移動支援等の利用促進に努めます。

公共道路（歩行空間）の整備について、安全で円滑な移動ができるよう市街を中心とした道路・広場・通路等におけるバリアフリーを推進します。

自家用車が移動手段となっている障がいのある人に対し、自動車改造費の助成に努めます。

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、タクシー等の利用料金についての助成を行います。

防災・防犯対策の推進

障がいのある人などの要配慮者の安全を確保するため、「浦臼町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進します。

平常時より、要配慮者及び避難行動要支援者に関する情報を整理・把握し、避難行動要支援者登録台帳の作成等を行います。また、災害の発生に備え、砂川地区広域消防組合、滝川警察署浦臼駐在所、浦臼町民生委員、浦臼町社会福祉協議会及び各町内会等へ台帳を提供し、情報共有することで避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進します。

地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、災害発生時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を作成するよう努めます。

災害時に障がいのある人等に配慮した福祉避難所の指定の促進に努めます。

ひとり暮らしの緊急時に機敏に行動することが困難な障がいのある人等に対し、急病、災害等の緊急時における砂川地区広域消防組合への通報のため、緊急通報装置の設置の促進に努めます。

防犯対策の整備として、浦臼町防犯協会等を中心にして、高齢者や障がいのある人が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防犯体制づくりを推進します。

第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

1 令和8年度の目標値

障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」、「地域生活支援拠点の整備」や「就労支援」及び「障がい児支援」といった課題に対応するため、次の事項について令和8年度の成果目標を設定します。

目標値の設定については、国の基本指針で示す目標値や本町のこれまでの実績等を踏まえ、設定しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和5年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
施設入所者数	4人	令和5年3月31日の施設入所者数
地域生活移行者数(目標値)	1人	上記施設入所者の約6%(北海道目標値)で設定
施設入所者の減少見込数(目標値)	1人	上記施設入所者の約5%(北海道目標値)で設定

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、令和8年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

国の基本指針では、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとされていることから、本町においては関係機関と協議を行い、広域での連携を含め体制整備に向けた検討を引き続き行います。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

本町においては、令和3年度より中空知圏域3市4町の連携で、「地域生活支援センターばぼろ」と業務委託を締結。障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を中心に支援を行っています。支援の実績を踏まえ、運用状況の検証・検討を行っていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 8 度中に一般就労に移行する者の目標値及び就労移行支援事業の利用者数の目標値を設定します。

なお、国の基本指針では、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを目標とされています。また、就労定着率については、事業所全体のうち就労定着率が7割以上の事業所が25%以上とすることを目標とされていますが、就労移行支援事業及び就労定着支援事業を利用されている人がおらず、本町には就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所が設置されていないことから、目標値は設定しないこととします。

【目標値】

項目		数値	備考
一般就労移行者数	(実績)	0人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
	(目標値)	1人	実績の1.41倍(国目標値)で設定
就労移行支援事業利用者	(実績)	0人	令和5年3月の就労移行支援事業所利用者数
	(目標値)	1人	上記実績の1.31倍(国目標値)で設定

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針では、児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1箇所以上設置、保育所等訪問支援を利用する体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1箇所以上確保することとしています。単独での設置が困難な場合には、圏域での設置・確保であっても差し支えないとされています。本町に児童発達支援センター等の事業所はありませんが、砂川市子ども通園センター等において児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供体制は確立されており、令和3年度からは保育所等訪問支援の提供を行っています。

また、医療ケアの必要な子どもがいる市町村において、協議の場を設置することや医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本としています。現在は重症心身障がい児及び医療的ケア児がいないため、目標値の設定は行いません。しかし、事業所や協議の場、コーディネーターの配置については、関係機関と協議を行い提供体制の整備に向けて検討を行います。

2 障害福祉サービスの見込量及び確保のための方策

現在のサービス利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行、更には、就労移行支援・就労継続支援といった障がい者の就職についても考慮しながら、障がい者の実情及びニーズを的確に踏まえて算出します。

【障害福祉サービス利用状況】（令和5年12月現在）

介護給付		訓練等給付	
行動援護	1人	就労継続支援（B型）	5人
短期入所	1人	共同生活援助	8人
生活介護	7人		
施設入所支援	4人		
療養介護	1人		

（1）訪問系サービス

【サービスの概要】

種類	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動しようとするときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【見込量】

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度	見込量設定に関する勘案事項
1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	利用時間数(時間/月)	20時間	20時間	20時間	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等
	利用者数(人)	1人	1人	1人	

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

種類	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体障がい者又は難病等対象者に、生活能力の維持・向上等のために必要な、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等を一定期間行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、知的障がい者・精神障がい者に、生活能力の維持・向上等のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を一定期間行います。
自立訓練（宿泊型）	知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談等の必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量】

サービス種別		単位	6年度	7年度	8年度	見込量設定に関する勘案事項
1	療養介護	利用者数 (人)	1人	1人	1人	現に利用している者の数、障がい者の二 ーズ等
2	生活介護	利用者数 (人)	7人	7人	7人	現に利用している者の数、障がい者等の 二ーズ、施設入所者の地域生活への移行者 数、平均的な一人当たり利用量等
		利用量 (人日/月)	154人日	154人日	154人日	
3	自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人)	0人	0人	0人	現に利用している者の数、障がい者等の 二ーズ、施設入所者の地域生活への移行者 数、平均的な一人当たり利用量等
		利用量 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	
4	自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人)	0人	0人	0人	現に利用している者の数、障がい者等の 二ーズ、施設入所者の地域生活への移行者 数、入院中の精神障がい者のうち地域生活 への移行後に利用が見込まれる者の数、平 均的な一人当たり利用量等
		利用量 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	
5	自立訓練 (宿泊型)	利用者数 (人)	0人	0人	0人	現に利用している者の数、障がい者等の 二ーズ、施設入所者の地域生活への移行者 数、入院中の精神障がい者のうち地域生活 への移行後に利用が見込まれる者の数、平 均的な一人当たり利用量等
		利用量 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	
6	就労移行支援	利用者数 (人)	0人	0人	0人	現に利用している者の数、障がい者等の 二ーズ、施設入所者の地域生活への移行者 数、入院中の精神障がい者のうち地域生活 への移行後に利用が見込まれる者の数、福 祉施設利用者の一般就労への移行者数、特 別支援学校卒業者等新たに対象者と見込 まれる者の数、平均的な一人当たり利用量 等
		利用量 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	
7	就労継続支援 (A型)	利用者数 (人)	0人	0人	0人	現に利用している者の数、障がい者等の 二ーズ、施設入所者の地域生活への移行者 数、入院中の精神障がい者のうち地域生活 への移行後に利用が見込まれる者の数、平 均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢 等
		利用量 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	
8	就労継続支援 (B型)	利用者数 (人)	5人	5人	5人	現に利用している者の数、障がい者等の 二ーズ、施設入所者の地域生活移行者数、 入院中の精神障がい者のうち地域生活へ の移行後に利用が見込まれる者の数、平均 的な一人当たり利用量等
		利用量 (人日/月)	100人日	100人日	100人日	
9	就労定着支援	利用者数 (人)	0人	0人	0人	障がい者等の二ーズ、福祉施設の利用者 の一般就労への移行者数等を勘案して、利 用者数の見込み
10	短期入所(福 祉型、医療型)	利用者数 (人)	1人	1人	1人	現に利用している者の数、障がい者等の 二ーズ、施設入所者の地域生活への移行者 数、入院中の精神障がい者のうち地域生活 への移行後に利用が見込まれる者の数、平 均的な一人当たり利用量等
		利用量 (人日/月)	19人日	19人日	19人日	
合計		利用者数 (人)	14人	14人	14人	
		利用量 (人日/月)	273人日	273人日	273人日	

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

種類	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、一定の期間にわたり、定期的な訪問や相談等により必要な助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設で入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量】

サービス種別		単位	6年度	7年度	8年度	見込量設定に関する勘案事項
1	自立生活援助	利用者数 (人)	0人	0人	0人	単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等
2	共同生活援助	利用者数 (人)	8人	8人	8人	現に利用している者の数、障害者等のニーズ施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等
3	施設入所支援	利用者数 (人)	4人	4人	4人	施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数等
合計		利用者数 (人)	12人	12人	12人	

【整備見込量】

サービス種別		単位	5年度 (実績)	6年度	7年度	8年度	見込量設定に関する勘案事項
1	共同生活援助	定員数 (人)	38人	45人	45人	45人	各年度の3月31日の定員数

(4) 相談支援

【サービスの概要】

種類	内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人を対象に、サービス等利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリング等を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設や精神科病院等を利用する人を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住宅確保、関係機関との調整等を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活している障がい者等を対象、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【見込量】

サービス種別		単位	6年度	7年度	8年度	見込量設定に関する勘案事項
1	計画相談支援	実利用者数 (人)	20人	20人	20人	各年度の3月31日現在の障害福祉サービス、地域相談支援の利用者数等
2	地域移行支援	実利用者数 (人)	0人	0人	0人	施設入所の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数等
3	地域定着支援	実利用者数 (人)	0人	0人	0人	単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数等
合計		実利用者数 (人)	18人	18人	18人	

(5) 確保のための方策

訪問系サービスについて

障がいのある人のニーズを的確に把握し、事業所等と連携・協力し、豊かな地域生活が送れるように、必要なサービス量の確保・提供するサービスの質の向上に努めます。また、サービス提供従事者の質の向上を支援していくために各種研修会等に関する情報提供をしていきます。

日中活動系サービスについて

障がいのある人が安心して地域で暮らすために、事業所や関係機関等と連携し、日中活動の場・必要なサービス量の確保に努めます。また、障害者支援施設等での創作的・生産的活動の機会の提供や、自立・就労に必要な知識、能力の向上のための訓練等を行っている療養介護・生活介護・自立訓練・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・短期入所の取り組みを支援します。

居住系サービスについて

町内の「晩生内ワークセンター」と連携して、共同生活援助（グループホーム）の計画的な整備を進めるとともに、地域において障がいのある人が生活することへの理解の啓発に努めます。また、町内には施設入所支援事業所がありませんが、地域での生活が困難となった人がサービスを受けられるよう、町外の事業所と連携を図り、サービスの調整・確保に努めます。

相談支援事業について

サービス等利用計画を作成することで、障がい福祉サービス等の支給決定時にサービスの利用実態等が把握できるようになったことから、今後も利用者のニーズを的確に把握し、相談支援事業所等と連携しながら、必要なサービス量の確保・相談支援に努めます。

3 障がい児支援の見込量及び確保のための方策

現在のサービスを利用している障がい児の数を基礎として、地域における児童の数の推移、障がい児等の実情及びニーズを的確に踏まえて算出します。

【障がい児通所支援等利用状況】（令和5年12月現在）

児童発達支援	1名
放課後等デイサービス	5名
障がい児相談支援	7名

(1) 障害児通所支援等

【サービスの概要】

種類	内容
児童発達支援事業	未就学児を対象に、日常生活における基本的な知識・動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能障害があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児に対して児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるため外出することが困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導等を行います。
障がい児相談支援	障がい児が児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用する際に、障がい児支援利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリングなどを行います。

【見込量】

サービス種別		単位	6年度	7年度	8年度	見込量設定に関する勘案事項
1	児童発達支援	利用者数 (人)	1人	1人	1人	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たりの利用量等
		利用量 (人日/月)	8人日	8人日	8人日	
2	医療型児童発達支援	利用者数 (人)	0人	0人	0人	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、入所施設から退所した後に利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たりの利用量等
		利用量 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	
3	放課後等デイサービス	利用者数 (人)	6人	6人	6人	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たりの利用量等
		利用量 (人日/月)	64人日	64人日	64人日	
4	保育所等訪問支援	利用者数 (人)	0人	0人	0人	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たりの利用量等
		利用量 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	
5	居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人)	0人	0人	0人	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等
		利用量 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	
6	障害児相談支援	利用者数 (人)	5人	5人	5人	各年度3月31日における障害児通所支援の利用児童数等
合計		利用者数 (人)	12人	12人	12人	
		利用量 (人日/月)	72人日	72人日	72人日	

(2) 確保のための方策

障害児通所支援事業

利用者の発達状況やニーズを的確に把握し、障がいのある幼児・児童生徒とその保護者に対し、子ども通園センター等の事業所や関係機関と連携し、適切なサービスの提供・確保に努めます。

保育所等訪問支援事業

子ども通園センターに訪問支援員を配置し、構成2市4町の保育所等に在籍している障がい児及び、施設スタッフに対し必要な支援を行うため、認定こども園との周知及び連携に努め支援の充実を図ります。

障害児相談支援事業

障がい児の状態、家庭環境に応じた適切な支援計画づくりに努めるとともに、年齢、成長、心身の状態に応じ、関係機関との連携や状況に応じた支援計画の見直しが行えるよう支援の充実を図ります。

4 地域生活支援事業の見込量及び確保のための方策

地域生活支援事業の提供にあたっては、障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、障がいのある人や障がいのある人等の介護を行う人の状況等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた成果目標を定めました。

(1) 必須事業

【サービスの概要】

種類	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がいのある人等、障がいのある児童等の保護者又は障がいのある人等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいや難病のため、意志疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意志疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を進めます。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成します。
移動支援事業	屋外での移動に困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進します。
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ります。

【見込量】

区分	単位	6年度	7年度	8年度	備考
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	
(3)相談支援事業					
障がい者相談支援事業	実施見込み箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数(人)	0人	0人	0人	
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	
(6)意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み数(人)	0人	0人	0人	
手話通訳者設置事業	実設置見込み数(人)	0人	0人	0人	町で設置する手話通訳者数
(7)日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件数	1件	1件	1件	給付等見込み件数
自立生活支援用具	件数	1件	1件	1件	〃
在宅療養等支援用具	件数	0件	0件	0件	〃
情報・意思疎通支援用具	件数	1件	1件	1件	〃
排せつ管理支援用具	件数	60件	60件	60件	〃
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件数	1件	1件	1件	〃
(8)手話奉仕員養成研修事業	登録見込み者数(人)	0人	0人	0人	
(9)移動支援事業	実利用見込み者数(人)	1人	1人	1人	
	延べ利用見込時間数(時間)	10時間	10時間	10時間	
(10)地域活動支援センター機能強化事業					
自市町村所在分	実施箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	町内にあるセンター分
	実利用見込み者数(人)	0人	0人	0人	
他市町村所在分	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	町の利用者が他市町村にあるセンターを利用する分
	実利用見込み者数(人)	2人	2人	2人	

(2) 任意事業

【サービスの概要】

種類	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く。）に入所している者で、更生訓練を受けている障がい者等に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を行います。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がいのある人等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体に障がいのある人等の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした支援を行います。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	身体に障がいのある人等が自立した生活及び就労等に伴い、自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成します。

(3) 確保のための方策

理解促進研修・啓発事業

町の広報やホームページに記事を掲載する等、障がいのある人への理解について啓発を行います。また、ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、障がいへの理解を図ります。

自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動について支援を行います。

相談支援事業

障がいのある人の地域生活をより効果的に支援するため、保健センター内の総合的相談窓口をはじめ、「地域生活支援センターぽぼろ」へ相談支援事業の委託や、地域包括支援センターの活用も含めた体制により、相談支援事業を実施するとともに、専門性の高い相談員の質的向上を図り、障がいのある人やその家族からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言による支援体制を推進します。

* 「地域生活支援センター ぽぼろ」（運営主体：社会福祉法人くるみ会）

〔中空知圏域 8 市町（砂川市・滝川市・赤平市・歌志内市・奈井江町・雨竜町・上砂川町・浦臼町）により相談支援事業を委託〕

成年後見制度利用支援事業

現在までに利用実績はありませんが、事業内容の周知に努め、利用することが有用である方への助成を行い、障がいのある人の権利擁護を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動について支援することで障がいのある人の権利擁護を図ります。

意思疎通支援事業

現在までに利用実績はありませんが、北海道ろうあ連盟等へ事業を委託し、意思の疎通を図ることに支障がある聴覚障がいのある人等への手話通訳者等の派遣を行うとともに、手話通訳者等の人材育成を推進します。

日常生活用具等給付事業

利用者のニーズや障がいの特性や生活環境等を十分考慮した上で適切な日常生活用具を給付します。

* 主な日常生活用具の給付種目

介護・訓練支援用具～特殊寝台、特殊マット、移動用リフト 等

自立生活支援用具～入浴補助用具、移動・移乗支援用具 等

在宅療養等支援用具～吸入器、吸引器 等

情報・意思疎通支援用具～拡大読書器、盲人用時計 等

排せつ管理支援用具～ストマ用装具、収尿器 等

居宅生活動作補助用具～住宅改修費（手すりの取付け、段差の解消 等）

手話奉仕員養成研修事業

事業内容の周知に努め、聴覚障がい者等と手話により交流活動を希望する人を支援します。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、個別に外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進できるように利用者の状況やニーズの把握、事業所等の意見聴取を行い、地域の実情に応じた柔軟な形態で事業を実施します。

地域活動支援センター事業

「地域活動支援センターサテライト」や「地域活動支援センターむう～ん」と連携・協力し、障がいのある人の生産活動や創作活動の機会の提供をはじめ、社会との交流の拠点施設として開設する地域活動支援センター事業を推進します。また、就労することが困難な自宅で生活している障がいのある人の機能訓練、社会適応訓練等の日中活動の場として同センターの支援を行います。

また、事業所等と協力し町内において地域活動支援センターの実施等を行い、障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等を推進します。

* 「地域活動支援センター サテライト」(運営主体：社会福祉法人くるみ会)
〔中空知圏域9市町(砂川市・滝川市・赤平市・歌志内市・奈井江町・雨竜町・新十津川町・上砂川町・浦臼町)により地域活動支援センター事業を委託〕

* 「地域活動支援センター むっ～ん」(運営主体：社会福祉法人月形町社会福祉協議会)
〔6町村(月形町・当別町・美瑛町・雨竜町・新篠津村・浦臼町)により地域活動支援センター事業を広域実施〕

更生訓練費給付事業

事業内容の周知に努め、聴覚障がい者等と手話により交流活動を希望する人を支援します。

訪問入浴サービス事業

現在までに利用実績はありませんが、事業内容の周知に努め、町民へ制度の周知を行い、利用者のニーズ等の把握、事業者等と連携を図り、サービスの提供に努め、身体に障がいのある人の福祉の増進を図ります。

日中一時支援事業

事業内容の周知に努め、利用者のニーズ等の把握、事業者等と連携を図り、サービスの提供に努め、障がいのある人等を日常的に介護している家族の休息(レスパイトケア)支援に努めます。

身体障がい者用自動車改造費助成事業

事業内容の周知に努め、必要な人が利用できるよう、町民へ制度の周知を行い、自動車改造に要する費用の一部を助成します。